

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

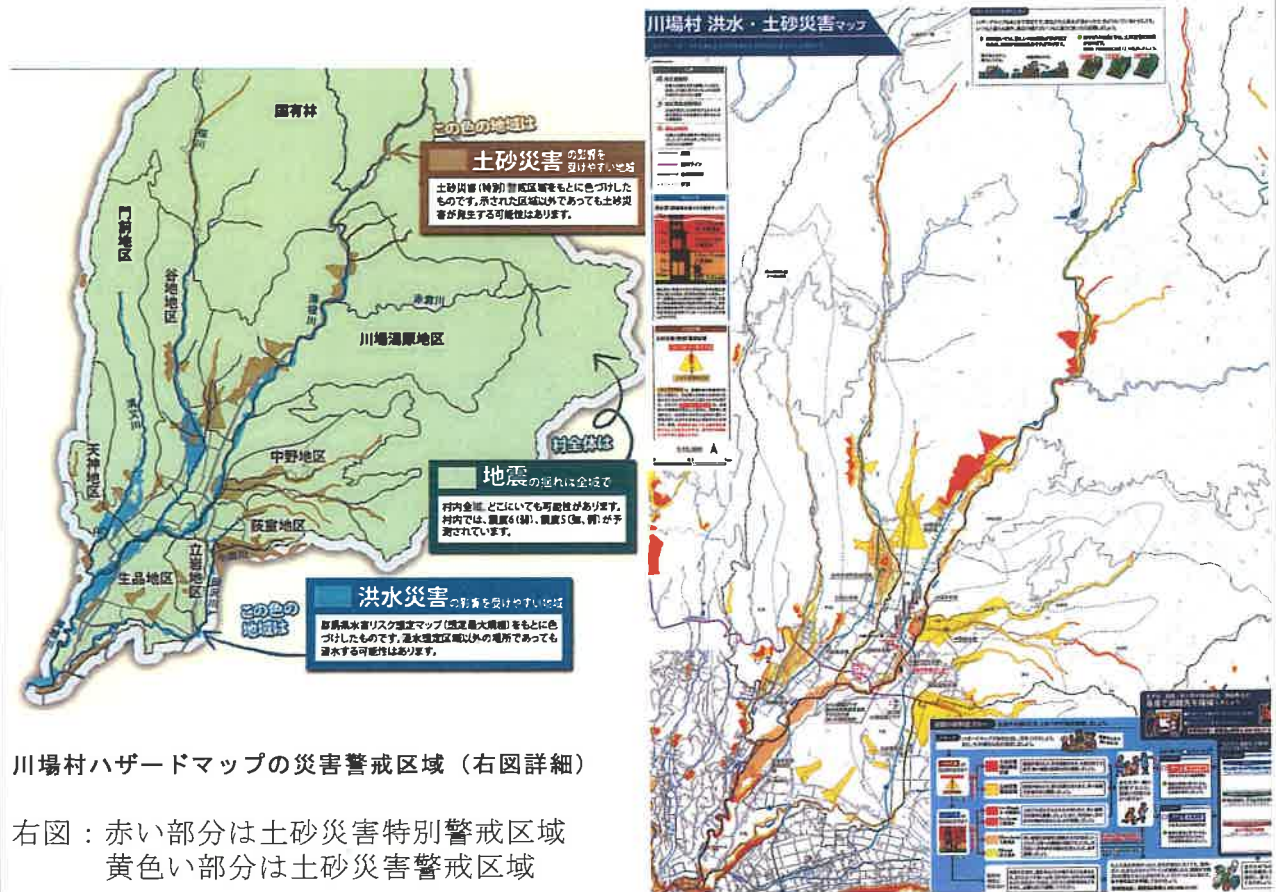
(1) 地域の災害リスク

(洪水：川場村ハザードマップ、川場村地域防災計画)

川場村は武尊山を東方から南に前武尊、赤倉山、浅松山、田代山、雨乞山と、北西部は武尊連峰の剣ヶ峰山、高手山等の稜線に囲まれ、武尊山に源を発して薄根川・桜川が諸支流を含んで南北に流れ沼田市に及んで利根川に注いでいる。薄根川、桜川の本支流沿岸の段丘に村落が形成されており、特に門前・谷地・生品・天神地区は1998年(台風5号)、2010年(大雨)、2011年(大雨)にそれぞれ河川氾濫や護岸流出による被害も発生しており、想定最大規模降雨時における浸水被害が想定されている。

(土砂災害：川場村ハザードマップ、川場村地域防災計画)

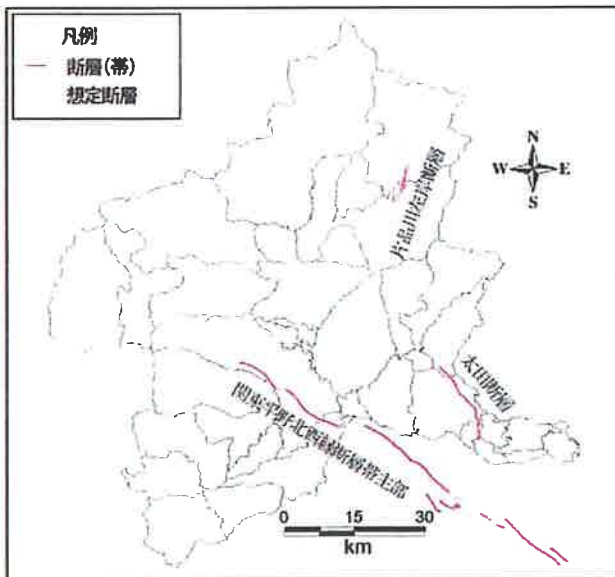
川場村の83%は山林であり、かつ急傾斜であるため大雨による山崩れや出水による被害を受けやすい。川場村ハザードマップによると、川場湯原地区をはじめ土砂災害(特別)警戒区域が村内に点在しており、公共施設や民家、店舗に被害を及ぼす恐れがある。



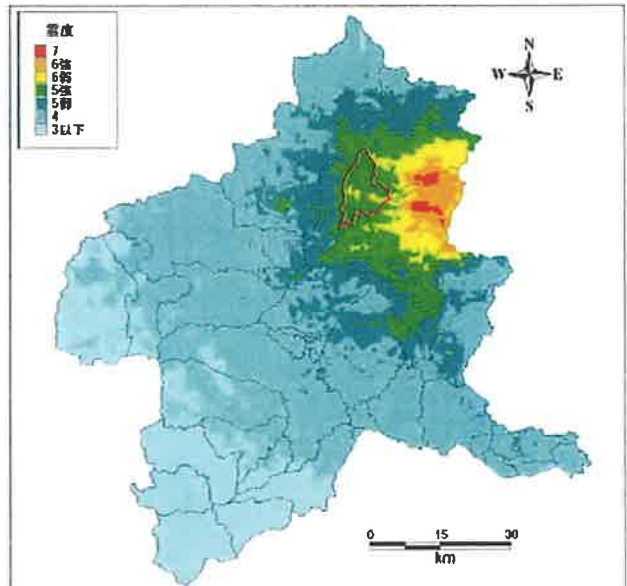
(地震：J-SHIS、川場村ハザードマップ、川場村地域防災計画)

群馬県が実施した「地震被害想定調査」(平成24年6月)の予測結果によると、川場村で想定される強い地震は「片品川左岸断層」「関東平野北西縁断層帯主部」「太田断層」であり、最も大きな影響を受ける地震は「片品川左岸断層」で震度6弱が想定されている。

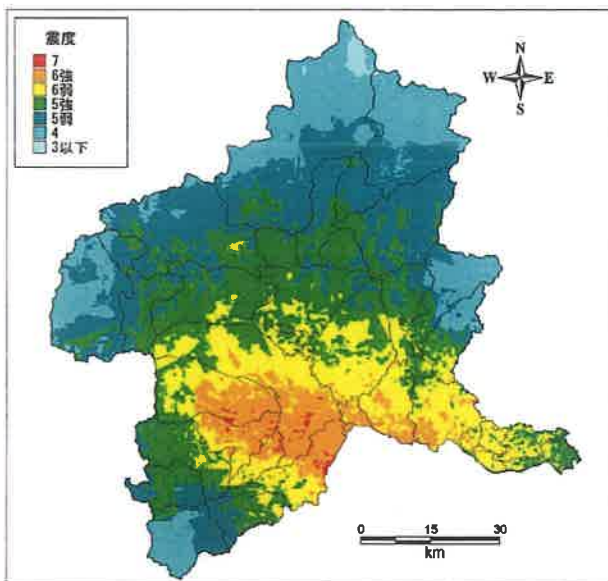
川場村地域防災計画では、「片品川左岸断層」による地震被害として建物損壊や上下水道の破損などライフラインへの影響や人的被害を想定している。



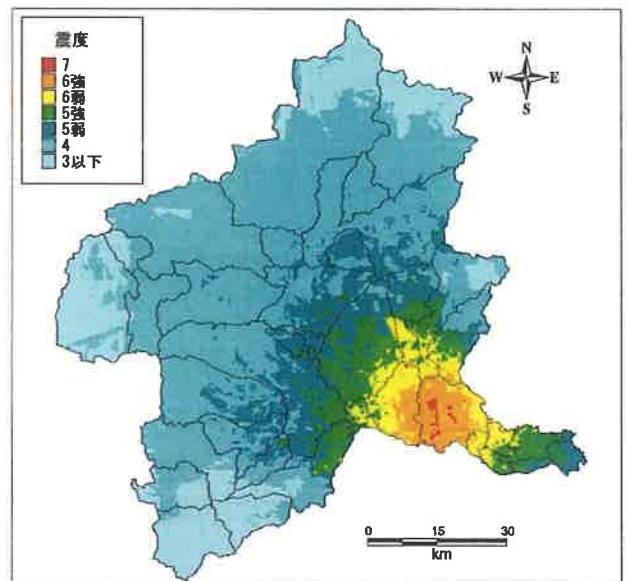
被害想定を行う3つの断層(帯)と想定断層の位置図
資料：「群馬県地震被害想定調査」(平成24年6月、群馬県)



片品川左岸断層による地震(M7.0)の場合の地表震度分布



関東平野北西縁断層帯主部による地震(マグニチュード8.1)

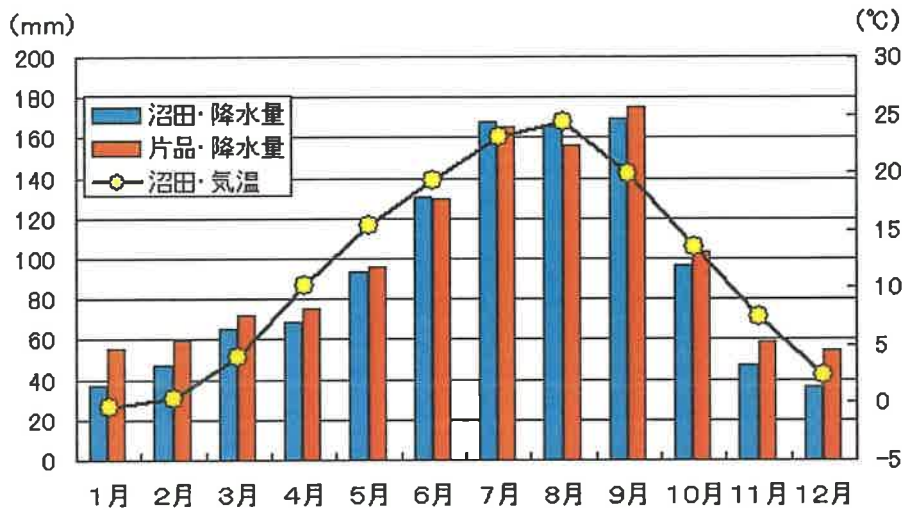


太田断層による地震(マグニチュード7.1)

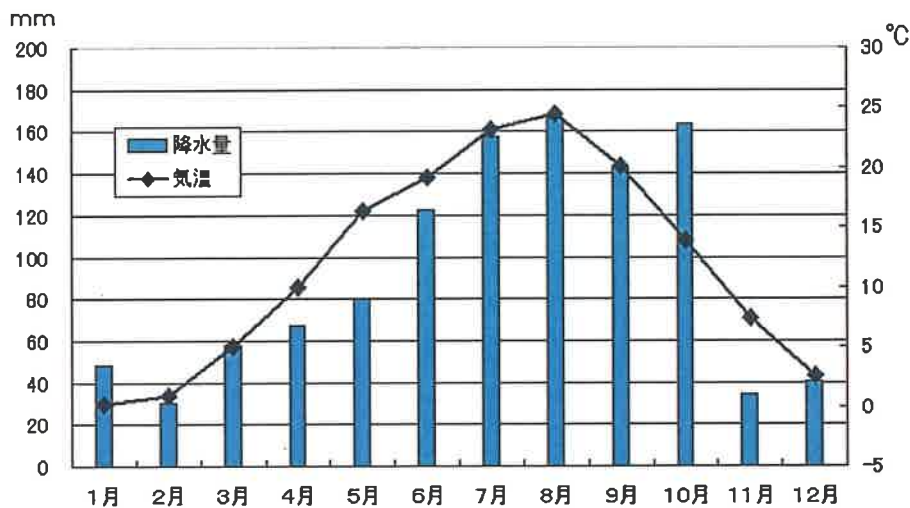
(その他)

川場村は8月の平均気温は24℃、1月の平均気温は-1℃、年平均気温は11℃と気候は冷涼で、冬期は積雪が多いことから豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯となっている。2014年2月の「平成26年豪雪」では、死者1名、非住家被害104件の被害が発生している。

川場村地域防災計画によると、村の直近5年間(2016～2020年)平均の降水量は、気象庁統計による過去30年間(1980～2010年)の平年値(隣接する沼田市・片品村の降水量データ)と比較すると、近年は2月の降水量が少なく、そのため降雪が少なかったことが示されている。また5月と11月も同様に少なく、これは移動性高気圧に広く覆われて気温が上昇し、乾燥した晴天の結果であることから、林野火災には注意が必要としている。また、8月と10月は降水量が多いことが示されており、台風の襲来が多く、かつ勢力を保持したまま関東地方に接近するのが近年の傾向であることから、防災面で注意が必要としている。近年では平成25年の台風18号で多数の倒木があった他、令和元年の東日本台風では林道富士見笹平線の一部で滑落が起こる被害が発生している。



アメダス沼田、片品の降水量、気温(平年値 1980～2010年)



川場村役場観測所における降水量、気温グラフ(2016～2020年の平均)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、有効な対処方法が存在しない感染症が発生した場合には、全国的かつ急速な蔓延により、川場村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 114人
- ・小規模事業者数 90人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	15名	15名	地域内に広く分布している
	製造業	16名	13名	地域内に広く分布している
	卸売業	4名	3名	地域内に広く分布している
	小売業	18名	15名	地域内に広く分布している
	飲食・宿泊業	21名	18名	地域内に広く分布している
	サービス業	25名	23名	地域内に広く分布している
	その他	15名	3名	地域内に広く分布している

資料：平成26年経済センサス基礎調査、平成28年経済センサス活動調査

(3) これまでの取組

1) 川場村の取組

- ・川場村地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ハザードマップの作成と啓発活動
- ・各地区防災カルテ作成
- ・避難場所一覧作成
- ・川場村耐震改修促進計画策定
- ・防災無線の設置
- ・防災備品の備蓄
- ・川場村携帯連絡網システム「集めーる」の運用（火災や災害などの発生情報等の情報伝達システム）
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
- ・川場村新型インフルエンザ等対策行動計画策定

2) 川場村商工会の取組

- ・「事業継続計画」の策定、会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ぐんま共済等と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品の備蓄

II 課題

現状では、緊急時の取組について「事業継続計画」(BCP)への漠然的な記載にとどまり、災害時において地区内事業所への具体的な対応策や情報の収集、支援についての明確な取り決めはなく、群馬県や川場村の調査依頼に対して簡易な聞き取り調査を行うのみであり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員や、保険・共済に対する助言を行える職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内事業者等に対し、平時から災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定支援を実施するとともに、事前対策の必要性について啓蒙・周知活動を行う。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、川場村商工会と川場村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時に、自然災害等のリスクや感染症等リスクに対応した共済・保険制度の情報提供を行い、必要に応じて、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・金融機関や損保会社との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を講じる。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年9月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

川場村商工会と川場村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・「川場村地域防災計画」や「川場村新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 地区内事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員等による巡回経営指導時に、川場村ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・川場村の広報や川場村商工会ホームページ等において、事業継続力強化計画認定制度等国の施策、川場村地域防災計画等の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む地区内事業者の紹介等を行うことにより、災害リスクについての意識向上を図る。
- ・地区内事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、地区内事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、地区内事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について地区内事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・地区内事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 川場村商工会の事業継続計画の作成

- ・川場村商工会では、平成30年に「事業継続計画」を策定（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ぐんま共済協同組合等にリスクファイナンスに関する専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への事業継続力強化のための普及啓発ポスターの掲示依頼、共催によ

るセミナーの開催。

4) フォローアップ

- ・地区内事業者の事業者BCP等取組状況を、アンケートまたは聞き取り調査等により確認し、策定困難な事業者に対しては、経営指導員がアドバイスするとともに必要な策定支援を行う。
- ・（仮称）川場村事業継続力強化支援協議会（構成員：川場村商工会、川場村）を開催し、取組状況確認や情報共有、今後の連携体制の改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（令和元年台風19号、東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、川場村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を川場村商工会と川場村、群馬県商工会連合会で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、川場村における感染症対策本部設置に基づき川場村商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・川場村商工会と川場村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、安全確認後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに職員間で情報共有すると共に、確認した被害状況をまとめ、川場村と群馬県商工会連合会へ報告する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・村内に震度5弱以上の地震が発生、または震度にかかわらず、村内に地震による大規模な災害が発生したとき。・村内に風水害・火災・雪害等による大規模な災害が発生したとき、または発生する恐れがあるとき。・地区内の複数事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内の複数事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もし
-----------	---

	くは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、川場村商工会と川場村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

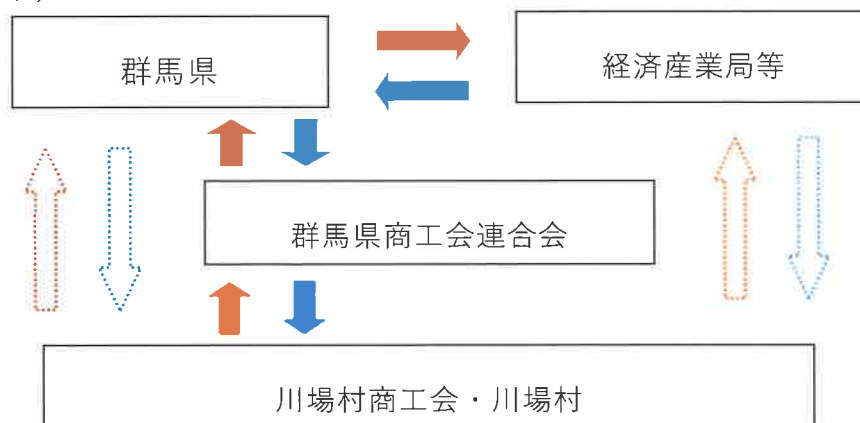
発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適時、共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

- ・ 川場村で取りまとめた「川場村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内事業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、川場村の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・ 川場村商工会と川場村と情報を共有した上で、川場村商工会が群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が群馬県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や群馬県等からの情報や方針に基づき、川場村商工会と川場村が共有した情報を、川場村商工会が群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が群馬県へ報告する。

(連絡ルート)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・川場村商工会と川場村で協議の上、災害に対する相談窓口の開設を行う。川場村商工会では、国や群馬県の依頼を受けた場合は、川場村商工会館内に特別相談窓口を設置する。
- ・地区内事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、群馬県、川場村等の施策、日本政策金融公庫の災害貸付等）について、地区内事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国や群馬県の方針に従って、川場村商工会と川場村で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、川場村商工会と川場村の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会や群馬県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

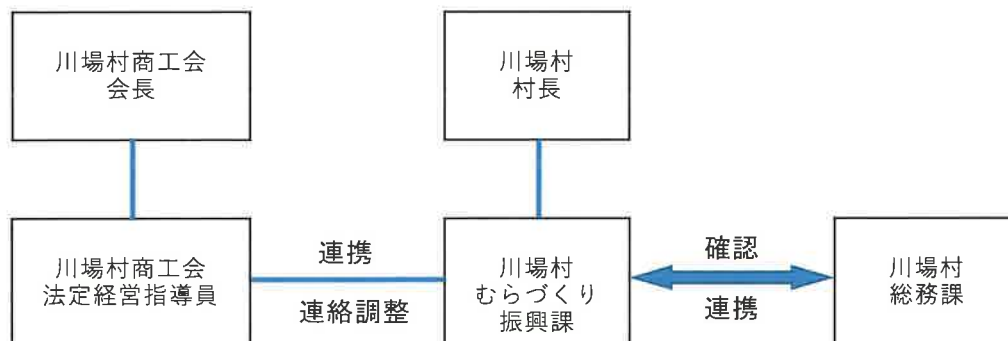
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 3 年 9 月 1 日現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 登坂 経二 (連絡先は後述 (3) ①参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※ 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

① 商工会

川場村商工会

〒378-0115 利根郡川場村大字門前 188

TEL0278-52-2019 / FAX0278-52-3180 E-mail:kawasho@cocoa.ocn.ne.jp

② 関係市町村

川場村 むらづくり振興課

〒378-0101 利根郡川場村大字谷地 2390-2

TEL0278-52-2111 / FAX0278-52-2333

E-mail:office-kwb-2390-2ks@vill.kawaba.gunma.jp

(4) 被害情報等報告先

群馬県産業経済部経営支援課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

TEL 027-226-3320 / FAX 027-223-7875 E-mail:keieika@pref.gunma.lg.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	185	280	280	280	280
・ 専門家派遣費	25	50	50	50	50
・ 協議会運営費	10	30	30	30	30
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、川場村補助金、県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 住 所：〒371-0841 群馬県前橋市石倉町 4-9-10 代表者：理事長 田部井 俊勝 T E L：027-254-2755
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の啓蒙・普及活動及び策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的支援
連携して事業を実施する者の役割
ぐんま共済協同組合 前橋支店 支店長 田村 考也 住 所：〒371-0841 群馬県前橋市石倉町 4-9-10 T E L：027-254-2755 ①小規模事業者等に対する災害リスクの周知 ②事業継続計画等の啓蒙・普及活動 ③事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定セミナー並びに個別相談会の実施 ④災害時に活用できる保険商品等の案内
連携体制図等